

# 独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員退職手当支給規程

(平成 15 年 10 月 1 日 規程第 20 号)

(平成 15 年 12 月 26 日 規程第 36 号)

改正

平成 17 年 10 月 20 日 規程第 65 号

(総則)

第1条 独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）の役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に対し、支給しなければならない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職手当は、第4条に規定する業績勘案率が決定された日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

4 退職手当の支給を受けるべき者が退職手当の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(退職手当の支給制限)

第3条 役員が、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項の規定（同項第1号の規定を除く。）により解任されたときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該役員には退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

第4条 退職手当の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、又は解任された日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に財務省の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条第1項及び第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退職手当の返納等の取扱い)

第4条の2 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法（昭和28年法律

第182号。以下「退職手当法」という。)第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項並びに第12条の3第1項の規定を準用する。この場合において、退職手当法第12条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、退職手当法第12条第1項及び第3項、第12条の2第1項及び第4項並びに第12条の3第1項中「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、退職手当法第12条の2第1項、第3項、第4項及び第7項並びに第12条の3第1項中「各省各庁の長等」とあるのは「理事長」と、退職手当法第12条の2第1項中「公務」とあるのは「機構の業務」と読み替えるものとする。

(在職期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 第4条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第6条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員(退職手当法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。この場合において、先の役員と後の役員との役職が異なるときは、国家公務員として在職した期間は、先の役員としての在職期間に含むものとする。

2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員としての在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用するほか、退職手当法第7条の規定の例による。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は第2項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、退職手当は支給しない。

5 第2項の規定に該当する役員が退職した場合(前項に該当する場合を除く。)におけるその者の退職手当の額は、第4条及び前条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定し、かつ、役員としての在職期間を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

6 前項の規定により支給される退職手当の額を計算する場合において、当該退職の日にお

ける俸給月額については、当該役員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続いた在職期間等を勘案し理事長がその都度定める。

(再任等の取扱い)

第7条 役員が、任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位については、退職手当法第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(遺族からの排除)

第9条 退職手当の支給を受けることのできる遺族から除かれる者については、退職手当法第11条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成15年10月1日（以下「基準日」という。）の前日に日本万国博覧会記念協会の役員であった者が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合の退職手当の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額と当該退職の日における俸給月額に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 平成14年3月31日に日本万国博覧会記念協会の役員であった者が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合の退職手当の額は、第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、平成14年3月31日における俸給月額に任命の日から平成14年3月31日までの在職期間1月につき100分の36の割合を乗じて得た額、基準日の前日における俸給月額に平成14年4月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額及び当該退職の日における俸給月額に

基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の28の割合を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成 15 年 12 月 19 日の閣議決定に基づく改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

（平成 15 年 12 月までの在職期間に係る退職手当の額の算定）

2 平成 16 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）の前日に機構の役員であった者が退職した場合の退職手当の額は、第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 平成 15 年 10 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に日本万国博覧会記念協会の役員であった者が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合の退職手当の額は、基準日の前日における俸給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額、適用日の前日における俸給月額に基準日から適用日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額及び当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額（退職の日までに異なる役職期間がある者にとっては、役職別期間 1 月につき、当該異なる役職ごとの俸給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額）の合計額とする。

(2) 平成 14 年 3 月 31 日に日本万国博覧会記念協会の役員であった者が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合の退職手当の額は、平成 14 年 3 月 31 日における俸給月額に任命の日から平成 14 年 3 月 31 日までの在職期間 1 月につき 100 分の 36 の割合を乗じて得た額、基準日の前日における俸給月額に平成 14 年 4 月 1 日から基準日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額、適用日の前日における俸給月額に基準日から適用日の前日までの在職期間 1 月につき 100 分の 28 の割合を乗じて得た額及び当該退職の日における俸給月額に適用日から退職の日までの在職期間 1 月につき 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に委員会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

附 則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。